

第 5 章 資源化事業

1 資源化事業

(1) 事業の概要

昭和 56 年 1 月から、ごみの減量と資源化を図るため、我孫子式集団資源回収事業を開始した。この事業は、市民で構成する再資源化事業促進団体と再資源取扱業者が活動母体となり、市は両者の取引が円滑に行われるよう指導調整し、再資源化事業促進団体への資源回収用具の貸与及び奨励金の交付を行っている。

平成 9 年度からは、容器包装リサイクル法に対応するため、我孫子式集団資源回収から市(委託業者)による回収(行政回収)に変更した。

資源回収の開始当初から、自治会などの資源回収登録団体は、集積所の設置と管理及び適正な分別の実施並びに回収用具の管理を役割分担している。

この方法は、2 年にわたり市民代表委員を含む廃棄物基本問題調査会で議論され、約 400 回にもわたる市民との協議と議論の末に実施にいたっている。

資源の分別や回収用具の管理は、自治会では当番制により、集合住宅では管理人が行う場合がほとんどで、この当番制は資源回収の発展に大きく寄与してきた。当番を行うことで分別をさらに理解し、集積所がコミュニケーションの場となり、リサイクル意識の普及の一助となっている。

しかし、高齢社会を迎え資源回収用具の出し入れが困難になってきているとの意見を受けて、市では平成 17 年度から①資源回収登録団体が奨励金の交付を受けて実施(第三者への委託を含む。)、②資源回収登録団体は市に依頼し奨励金の交付を受けない、という 2 つの方法から資源回収登録団体が選択できることとした。

<意向調査結果>

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	団体数	集積所数	団体数	集積所数	団体数	集積所数	団体数	集積所数
①奨励金交付団体	158 団体	1,036 ケ所	158 団体	1,036 ケ所	153 団体	963 ケ所	153 団体	938 ケ所
②奨励金の交付を受けない団体	98 団体	539 ケ所	98 団体	539 ケ所	103 団体	604 ケ所	101 団体	653 ケ所
合 計	256 団体	1,575 ケ所	256 団体	1,575 ケ所	256 団体	1,567 所	254 団体	1,591 ケ所

※資源回収用具の管理に関する意向調査は毎年度 7 月頃実施、翌年 4 月から 1 年間実施している。

(ア) 資源回収登録団体

資源回収登録団体は、令和6年4月1日現在、254の自治会等が登録され、分別排出や資源回収用具及び資源回収集積所の管理を行っている。

(イ) 資源回収品目

昭和56年 1月	古紙類、古繊維類、びん類、金属類、缶類 (新聞、ダンボール、雑誌、古繊維、びん類、金属類、缶類)	5種7分別
昭和60年 4月	廃乾電池(有害再生物)を追加	6種8分別
昭和61年 4月	廃蛍光管(有害再生物)を追加	6種9分別
平成 2年10月	雑がみ、牛乳パックを追加	6種11分別
平成 4年 7月	廃食用油を追加	7種12分別
平成 5年 7月	発泡トレーを追加	8種13分別
平成 9年 1月	びん類の3分別開始(無色、茶色、その他色)	8種15分別
〃 4月	ペットボトルを追加	9種16分別
平成13年 9月	その他プラスチック製容器包装を追加 (発泡トレーを含む)	9種16分別
平成18年 4月	一般家庭・事業所の剪定枝木の資源化開始	10種17分別
平成21年 1月	一般協力家庭の生ごみの資源化開始	11種18分別
平成23年 4月	雑誌・雑紙の分別を統合	11種17分別
平成24年 6月	福島第一原発事故由来の放射性物質の影響により、燃やせなくなった草や葉の分別開始	11種17分別
平成24年 7月	放射性物質の影響により、剪定枝木を雑草・落ち葉とともに燃やせないごみに変更	10種16分別
令和 2年 4月	生ごみの資源化終了	9種15分別
令和 4年 3月	ボタン電池とコイン型リチウムイオン電池の集積所回収を開始	
令和 5年 4月	燃やせないごみから雑草・落ち葉を可燃ごみに変更	

(ウ) 資源回収方法

資源回収は、回収用具を必要とするもの及び剪定枝木については隔週、その他の回収用具を必要としないものについては、毎週行っている。なお、回収用具を必要とする場合、資源回収登録団体は、当日早朝、資源回収用具を集積所に設置し、市民は午前8時30分までに集積所の所定の位置に排出する。

回収用具は、全品目が回収された後に資源回収登録団体が撤収し保管する。

〈集積所数〉

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃ごみ	433箇所	426箇所	425箇所	426箇所
不燃・資源	142箇所	141箇所	142箇所	144箇所
併用	2,171箇所	2,192箇所	2,228箇所	2,276箇所

(エ) 資源の排出方法

(令和6年4月現在)

分類（9種）	品目（15分別）	回収頻度	排 出 方 法
1 古紙類	① 新聞 ② ダンボール ③ 雑誌・雑紙 ④ 紙パック	毎週1回	品目ごとに紐とじ
2 古繊維類	⑤ 古繊維類	毎週1回	紐とじ
3 びん類	⑥ 無色びん ⑦ 茶色びん ⑧ その他びん	隔週1回	品目ごとに指定樹脂袋
4 缶類	⑨ 缶類	隔週1回	指定樹脂袋（スチール缶、アルミ缶一緒）
5 金属類	⑩ 金属類	毎週1回	そのまま置く 小さなものは半透明の袋
6 その他プラスチック製 容器包装	⑪ その他プラスチック製容器 包装	毎週1回	レジ袋等のビニール袋（指定なし）
7 廃食用油	⑫ 廃食用油	隔週1回	密閉型容器（指定）
8 電池・蛍光管	⑬ 乾電池・ボタン電池等 ⑭ 蛍光管	隔週1回	プラスチック製小箱（指定）
9 ペットボトル	⑮ ペットボトル	隔週1回	樹脂製網袋

※ 資源回収の排出用具は、自治会等の申込みに応じて市が貸与している。

(オ) 燃やせないごみの排出方法

剪定枝木	隔週1回	・剪定枝木は指定した大きさに紐で束ねて排出
------	------	-----------------------

(2) 資源化率の推移

我孫子市の資源化率は、令和5年度23.3%、令和6年度は24.3%である。

全国でも千葉県の資源化率は高く、その中でも我孫子市の資源化率は、県平均と比較し、高い数値で推移してきたが、福島第一原発事故由来の放射性物質拡散の影響により、資源化率の向上を追求できない状況が長期間続くものと想定される。

また、世界的な需要と国際価格に影響されることから、資源の安定的な売払が困難な時代を迎えており、ごみ排出量や最終処分量の削減を目標に設定することがより望ましい。

＜令和5年度千葉県内資源化率状況＞

順位	市町村名	資源化率
1	千葉市	34.6
2	御宿町	29.0
3	松戸市	25.1
4	流山市	24.7
5	袖ヶ浦市	24.5
6	君津市	23.8
7	我孫子市	23.3
8	野田市	22.6
9	木更津市	21.7
10	富津市	21.5

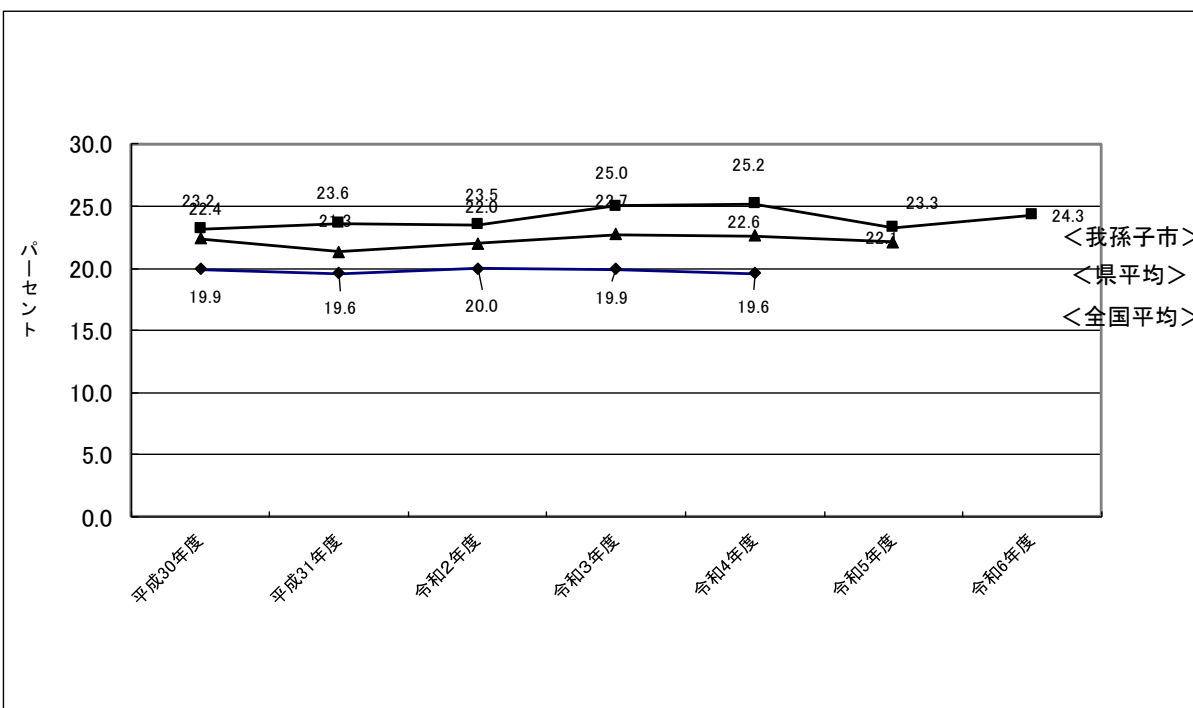
環境省 廃棄物処理技術情報 一般廃棄物処理実態調査結果に基づく。

なお、資源化率の計算方は、千葉県循環型社会推進課がとりまとめている「清掃事業の現況と実績」の例による。

資源化率 全国平均、県平均との比較（経年推移）

年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全国平均	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6	－	－
県平均	22.4	21.3	22.0	22.7	22.6	22.1	－
我孫子市	23.2	23.6	23.5	25.0	25.2	23.3	24.3

※なお、「－」は、現段階で公開されていない。



(3) 資源持ち去り防止対策

集積所に排出された資源物の持ち去りがあり、資源回収登録団体が被害にあった。「我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」の一部を改正し、その防止に努め、市民との協力体制の維持を図っている。

〈改正の概要〉

(ア) 条例名を改正

(新) 我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

(旧) 我孫子市廃棄物に関する条例

(イ) 資源物の所有権の帰属及び持ち去りの禁止を規定

①集積所に排出された資源物の所有権は、市に帰属。(第26条の2第1項)

②指定事業者以外の者の、資源物持ち去りを禁止。(第26条の2第2項)

③指定事業者以外の者に対する、資源物持ち去り禁止命令(第26条の2第3項)

(ウ) 罰則規定

第26条の2第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金。

(第32条)

(エ) 平成17年4月1日施行

平成17年7月1日罰則規定の施行

これに加え早朝パトロールや持ち去り禁止看板の設置などを行っている。

通 報 件 数	
平成28年度	16件
平成29年度	12件
平成30年度	8件
平成31年度	5件
令和2年度	9件
令和3年度	6件
令和4年度	2件
令和5年度	10件
令和6年度	6件

(4) 資源回収量(集積所回収)

(単位 : kg)

品 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
新 聞	36,980	30,760	27,640	29,790	21,190	25,020	23,550	22,160	27,180	24,310	23,020	24,050	315,650
ダンボール	114,250	110,270	99,350	118,190	107,620	103,370	104,270	102,630	119,700	119,270	84,970	97,700	1,281,590
雑誌・雑紙	167,730	144,050	118,250	131,580	117,410	117,210	123,990	127,050	153,600	154,340	124,100	154,310	1,633,620
紙 パ ッ ク	1,620	1,260	1,350	1,310	1,490	1,270	960	1,020	950	1,300	1,170	890	14,590
古 織 維 類	58,860	54,590	38,030	31,000	25,530	24,300	39,920	51,910	43,050	34,500	25,830	32,140	459,660
無 色 び ん	34,710	34,100	25,940	26,050	27,700	28,760	28,570	23,500	25,520	35,750	25,450	25,550	341,600
茶 色 び ん	19,960	20,100	15,220	15,140	15,840	16,940	19,880	16,300	17,000	23,040	14,170	14,330	207,920
そ の 他 び ん	17,450	19,190	15,870	15,710	14,770	15,250	19,640	17,560	17,150	20,930	13,860	13,950	201,330
空 き 缶 類	28,940	31,180	24,720	24,930	26,420	27,800	29,520	24,400	23,450	28,640	22,670	24,620	317,290
金 属 類	43,950	42,150	32,550	30,930	30,660	31,640	36,150	37,420	41,460	37,010	30,820	32,490	427,230
そ の 他 プ ラ	118,660	122,680	105,000	119,210	114,300	106,650	116,870	106,790	103,270	128,430	97,810	106,720	1,346,390
廃 食 用 油	1,820	1,820	1,390	1,390	940	1,410	920	1,220	1,220	1,560	1,160	1,260	16,110
乾 電 池	2,760	2,630	2,080	1,990	2,260	2,680	3,020	3,160	3,290	3,180	2,320	2,160	31,530
蛍 光 管	520	520	400	350	290	320	540	530	600	590	410	400	5,470
ペットボトル	33,410	37,960	31,940	35,390	38,090	39,530	38,830	29,070	26,080	31,160	24,560	25,690	391,710
合 計	674,780	641,140	534,590	572,310	534,960	534,810	581,500	555,710	593,470	609,960	485,700	550,480	6,991,690

(5) 資源回収量の推移

(単位：t)

種類 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
集積所回収	古紙類	3,945	3,776	3,617	3,287	3,245
	古繊維類	755	587	541	493	460
	空びん	898	858	834	759	751
	空き缶	402	378	371	324	317
	金属類	670	559	487	433	427
	その他プラ	1,513	1,510	1,454	1,381	1,346
	食用油	31	28	22	16	16
	乾電池・蛍光管	43	40	39	36	37
	ペットボトル	382	386	389	376	392
	小計	8,639	8,122	7,754	7,105	6,992
その他資源	小型家電	1	1	1	1	1
	場内発生資源等	-295	-68	409	237	120
	焼却灰(可燃ごみ)	1,154	1,285	1,146	1,367	2,000
	焼却灰(燃やせないごみ)	167	180	339	124	112
	小計	1,027	1,398	1,895	1,729	2,232
合計		9,666	9,520	9,649	8,834	9,224

場内発生資源等は、直接搬入や処理残渣、水分蒸散も含む

焼却灰(燃やせないごみ)は、剪定枝木を破碎(チップ化)し、民間の施設で焼却処理したのち灰を資源化した量

(6) ごみ搬入量及び資源化率

(単位：t)

種類 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃ごみ	25,020	24,832	23,997	27,472	27,624
不燃ごみ	1,386	1,309	1,277	1,416	1,534
粗大ごみ	301	318	340	316	312
資源	8,639	8,123	7,788	7,249	7,146
燃やせないごみ	5,137	4,962	4,949	1,407	1,407
合計	40,483	39,544	38,350	37,861	38,023
資源化量	9,518	9,896	9,648	8,833	9,224
資源化率(%)	23.5	25.0	25.2	23.3	24.3

※ 項目ごとに小数点第1位で四捨五入しているため、合計は一致しない。

(7) 回収資源の資源化量

(単位：kg)

品 目		回収量	前年繰越	持ち込み・場 内選別等	残渣・消滅	次年度繰越	資源化量
古紙類	新聞	309,590		6,110	0	50	315,650
	ダンボール	1,249,710		31,010	△ 930	60	1,281,590
	雑誌・雑紙	1,576,670	50	56,950	0	50	1,633,620
	紙パック	14,210		380	0	0	14,590
古繊維		459,660	2,000	72,450	77,940	7,000	449,170
びん類	無色びん	341,600			△ 372,530		714,130
	茶色びん	207,920			207,920		
	その他色びん	201,330			201,330		
缶類	スチール	317,290	11,130	16,670	200,030	15,600	129,460
	アルミ				△ 212,230		212,230
金属類		427,230		267,880	△ 5,230		700,340
その他プラスチック製容器包装		1,319,380	15,860		113,800	6,240	1,215,200
廃食用油		16,110			330		15,780
有害再生物	乾電池	31,530			1,100		30,430
	蛍光管	5,470			400		5,070
ペットボトル		391,710	6,125		5,680	7,595	384,560
合 計		6,869,410		451,450	217,610		7,101,820

※資源化量は搬出量（引き渡し量）、古紙類は売却量を採用。資源化量と売却量は一致しない。

※△印は、回収後、異物除去、圧縮梱包時の水分蒸発等による消失を含む重量分

※拠点回収（小型家電）は含めていない。

(8) 資源物売買実績

品目		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
新聞	単価(円)	1.0	3.0	3.0	3.0～6.0	6.0	4.0	4.0	4.0
	数量(kg)	569,000		492,920		407,800		315,650	
	売買金額(円)	1,244,364		1,609,980		2,243,758		1,388,860	
ダンボール	単価(円)	-1.0	1.0	1.0	1.0～4.0	4.0	2.0	2.0	2.0
	数量(kg)	1,406,100		1,370,910		1,296,870		1,281,590	
	売買金額(円)	-28,380		1,707,900		4,297,480		2,819,498	
雑誌・雑紙	単価(円)	-2.0	0.0	0.0	0～1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	数量(kg)	1,846,810		1,810,880		1,654,570		1,633,620	
	売買金額(円)	-2,018,984		184,970		1,820,027		1,796,982	
紙パック	単価(円)	2.0	2.0	2.0	2.0～3.0	3.0	2.0～3.0	2.0	2.0
	数量(kg)	17,680		21,020		17,250		14,590	
	売買金額(円)	38,896		43,580		49,478		32,098	
古繊維類	単価(円)	-2.0	-2.0	-2.0～0	2.0	4.0	8.0	15.0	15.0
	数量(kg)	495,930		452,680		462,160		449,170	
	売買金額(円)	-1,091,047		110,060		3,029,441		7,411,301	
スチール缶	単価(円)	23.0～30.0	28.0～37.0	19.0～44.5	28.0～36.0	28.5～34.5	41.0～43.0	35.0～42.5	28.0～30.5
	数量(kg)	153,780		142,560		137,990		129,460	
	売買金額(円)	5,185,906		4,566,780		5,562,541		4,976,257	
アルミ缶	単価(円)	103～151	151～177	145～220	147～157	138～147	155～175	187～235	210～259
	数量(kg)	213,530		206,410		191,480		187,090	
	売買金額(円)	34,874,598		34,159,430		32,833,603		46,482,029	
金 属 類	単価(円)	10.0～15.0	12.0～21.0	3.0～28.5	7.5～15.0	7.5～13.5	13.5～15.5	7.5～15.0	0.5～3.0
	数量(kg)	709,140		634,320		622,400		627,170	
	売買金額(円)	11,800,470		8,941,350		8,333,892		5,271,173	
廃食用油	単価(円)	14.0		14.0		14.0		14.0	
	数量(kg)	21,140		18,350		14,460		15,780	
	売買金額(円)	295,960		256,900		182,978		243,012	
ペットボトル	単価(円)	30.8	66.0	97.8	143.1	55.0	45.0	64.0	75.0
	数量(kg)	383,600		381,620		371,160		384,560	
	売買金額(円)	18,178,336		45,048,556		20,610,920		29,165,114	
羽毛布団	単価(円)					200～500		200～500	
	数量(kg)	—		—		840		1,340	
	売買金額(円)					181,390		280,390	
合 計	数量(kg)	5,603,180		5,325,260		4,985,500		4,852,930	
	売買金額(円)	68,480,119		96,629,506		79,145,508		99,866,714	

※単価は、税抜き。(廃食用油は令和4年度までは税込み) 売買金額は、令和5年度から税込み。

※消費税の端数処理等により実際の歳入額とは異なる。

再商品化業務委託

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
その他プラ	数量(kg)	1,375,390	1,343,630	1,285,670	1,215,200
	委託料(円)	771,542	712,108	820,275	828,766

※金額の前に△がついているものは、処理費用(逆有償)がかかり、市の負担金額を示す。

(9) 剪定枝木の資源化事業（平成 23 年度以降に発生したものは、燃やせないごみ）

平成 15 年度から公園の樹木、街路樹、学校など公共施設の樹木の剪定枝木等をチップ化し、マルチング材や土壌改良材、堆肥として利活用してきた。平成 18 年度からは範囲を家庭や事業所に広げ、平成 19 年度からは一般家庭から排出される剪定枝木等の集積所回収を行い、さらに資源化を図ってきた。しかし、平成 23 年度以降発生したものは、放射性物質の影響により資源化できない状況である。

＜剪定枝木回収量（令和 4 年度までは、落ち葉と雑草を含む燃やせないごみの収集）＞

年度	集積所回収（t）	持込・公共等（t）	合計
平成 31 年度	3,050	2,506	5,556
令和 2 年度	3,206	1,931	5,137
令和 3 年度	3,064	1,898	4,962
令和 4 年度	2,979	1,970	4,949
令和 5 年度	414	993	1,407
令和 6 年度	381	1,026	1,407

※項目ごとに小数点第 1 位で四捨五入しているため、合計は一致しない。

※令和 5 年度以降は剪定枝木のための収集量

＜燃やせないごみの資源化＞

放射能の影響に伴い、平成 24 年度から落ち葉雑草を剪定枝木と併せて収集し、埋め立て処分としてきた。引き続き土壌に戻すことはできないが、平成 31 年度から、クリーンセンター場内で破碎処理した後、民間の施設で焼却し、焼却灰を路盤材等の資材として資源化する施設へ引き渡している。

年度	資源化量（t）
令和 2 年度	167
令和 3 年度	180
令和 4 年度	174
令和 5 年度	124
令和 6 年度	118

(10) 焼却灰資源化事業

平成 13 年度から、焼却灰の全量をエコセメントの原料とするリサイクルを開始した。

また、平成 20 年度以降はリスク分散のため、焼却灰の焼成や溶融処理し、土木工事の資材として再生する複数の事業者にも資源化を委託した。

福島第一原発事故後、放射能の影響により資源化量は減少したが、放射性物質が減少したことにより焼却灰を無害化し資源化を

している事業者処理の委託を進めている。

<資源化実績>

	搬出先 (企業名)	搬出量 (t)	処分費 (円)	運搬費 (円)	合計 (円)
平成 27 年度	民間事業者	501	23,338,231	—	23,338,231
平成 28 年度	民間事業者	387	18,022,450	—	18,022,450
平成 29 年度	民間事業者	382	18,134,597	—	18,134,597
平成 30 年度	民間事業者	735	34,939,074	—	34,939,074
平成 31 年度	民間事業者	1,163	52,880,199	3,302,964	56,183,163
令和 2 年度	民間事業者	1,154	55,869,577	—	55,869,577
令和 3 年度	民間事業者	1,285	62,064,580	—	62,064,580
令和 4 年度	①中央電気工業 ②メルテックいわき㈱ ③ツネイシカムテックス㈱埼玉工場	①460 ②390 ③296	21,801,010 19,945,945 13,831,921	—	55,578,876
令和 5 年度	①中央電気工業 ②メルテックいわき㈱ ③ツネイシカムテックス㈱埼玉工場	①470 ②541 ③356	25,869,800 28,549,488 15,058,813	—	69,478,101
令和 6 年度	①新日本電工 ②メルテックいわき㈱ ③渡辺産業㈱ ④ツネイシカムテックス㈱埼玉工場	①313 ②302 ③1,156 ④230	18,949,106 17,912,070 36,243,103 10,772,644	—	83,876,923

※令和 3 年度までの焼却灰資源化事業の委託先については、福島第一原発事故由来の放射性物質に対する風評被害により相手先の法人等の社会的評価等が損なわれること、及び資源化事業の実施の目的に沿った成果が得られなくなることが予想されることから、公表を差し控える。

(11) 小型家電リサイクル

使用済み小型家電の回収・リサイクルを推進するため、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称：小型家電リサイクル法）」が平成 25 年 4 月に施行された。電気・電池で動く小型の家電製品（携帯ゲーム機、デジタルカメラなど）は、金や銅などの有用金属、また、希少価値のあるレアメタルも含まれている。

本市では、近隣センターや公民館などの公共施設 13 か所と協力店舗 3 か所の合計 16 か所に回収ボックスを設置し、小型家電の回収を実施している。

回収した小型家電は、認定事業者を通じて再資源化されている。

なお、資源価格の下落、運搬費等の高騰に伴い、令和 2 年度以降は逆有償資源となっている。

< 小型家電資源化実績 >

年度	資源化量 (kg)
平成 29 年度	450
平成 30 年度	530
平成 31 年度	590
令和 2 年度	440
令和 3 年度	450
令和 4 年度	600
令和 5 年度	590
令和 6 年度	630

(12) 回収された資源について

資源として回収したものは、主に下表のような製品になっている。

新聞→	新聞紙、週刊誌等の原料	スチール缶→	鉄筋棒等の建築資材の原料
段ボール→	段ボール等の原料	アルミ缶→	アルミ二次製品の原料
雑誌・雑紙→	菓子箱、洗剤箱等の原料	金属類→	鉄骨、鉄筋棒等の建築資材の原料
牛乳パック→	ティッシュペーパー等の原料	ペットボトル→	ペットボトルの原料
古繊維類→	中古衣類(輸出) 又はウエス等	容器包装その他プラ→	プラスチック製品の原料
無色びん→	土木資材(人口砂)	廃食油→	石鹸、飼料、肥料、塗料、燃料の原材料
茶びん→		乾電池等・蛍光灯→	金属部分は鉄筋棒・再生ガラスの原料など
その他色びん→			

2 3 R推進・啓発事業

(1) ふれあい工房 ※平成 31 年度（令和元年度）をもって施設廃止

ごみの発生抑制及び減量、資源化の啓発を図る拠点とするとともに、市民の自主的な資源化活動の場として、リサイクルの技術指導やリサイクル学習などを通して、市民交流、社会参加を進め、もって資源循環型社会の構築や社会福祉の向上に資する事業を、市民と協働で行う施設として開設された。

市が、知識や技術を持った高齢者等を技術アドバイザーに委嘱し、粗大ごみとして出された家具類などを修理し販売すること等により、再使用や再生利用に供してきた。

なお、平成 16 年 4 月から、事業運営及び施設の維持管理を技術アドバイザーからなる「ふれあい工房運営協議会」に委託してきたが、利用者の減少やアドバイザーの高齢化に伴う減少、施設の老朽化を踏まえ、令和 2 年 3 月をもって事業を終了した。

(2) クリーンフェスタ（平成 24 年度以降は休止中）

我孫子市におけるリサイクルの流れや廃棄物処理の実状に触れながら、生活から排出される「ごみと資源」について共に考え、廃棄物行政への理解とごみの減量、リサイクルの推進を目的として平成 15 年（2003 年）度から実施している事業で、毎年テーマを掲げて 10 月の最終日曜日に市民に向けて P R 活動を実施してきた。（平成 20 年（2008 年）度まで）。平成 23 年（2011 年）度は、天候や他イベントとの関係で、開催日を 10 月初旬に変更した。

平成 24 年（2012 年）度以降は、放射性物質を含むごみをクリーンセンター場内で処理していたため開催していない。

また、平成 28 年（2016 年）から新廃棄物処理施設の建設に伴い、各施設の解体工事及び建設を順次実施するため、開催していない。

(3) ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度

平成 16 年度からスタートした「ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度」は、ごみの減量やリサイクルの推進を行っている店舗、事業所などを市が認定し、広報、ホームページなどで広く市民に知らせることにより、消費者の利用を促進し、資源循環型社会の実現を目指すものである。

なお、令和 3 年度から千葉県において「ちば SDGs パートナー」登録制度が導入され、事業の内容が重複していることから、令和 5 年度末に廃止となった。

3 補助金及び助成金交付事業

(1) 生ごみ処理容器等購入補助金

家庭から排出される生ごみを自家処理し、ごみの減量を図る目的で、平成3年度から生ごみ処理容器（コンポスト容器）の購入者に補助金交付事業を開始した。

さらに、平成6年4月、EM菌（ぼかし）を利用したぼかし容器や機械式生ごみ処理機について補助対象に加えた。

平成28年度末までの累計で、コンポスト容器、ぼかし容器合わせて11,680基、機械式生ごみ処理機1,381基に対し補助金を交付し、生ごみの排出を抑制している。

なお、平成27年度までは、コンポスト容器、ぼかし容器の補助率は本体価格の2／3の上限金額3,000円で、機械式生ごみ処理機の補助率は本体価格の1／2の上限金額30,000円であったが、平成28年度以降下記の表のとおりに変更を行った。

<補助対象内容>

補助対象	補助率	上限金額
コンポスト容器	本体価格の2／3	5,000円
ぼかし容器		
機械式生ごみ処理機		

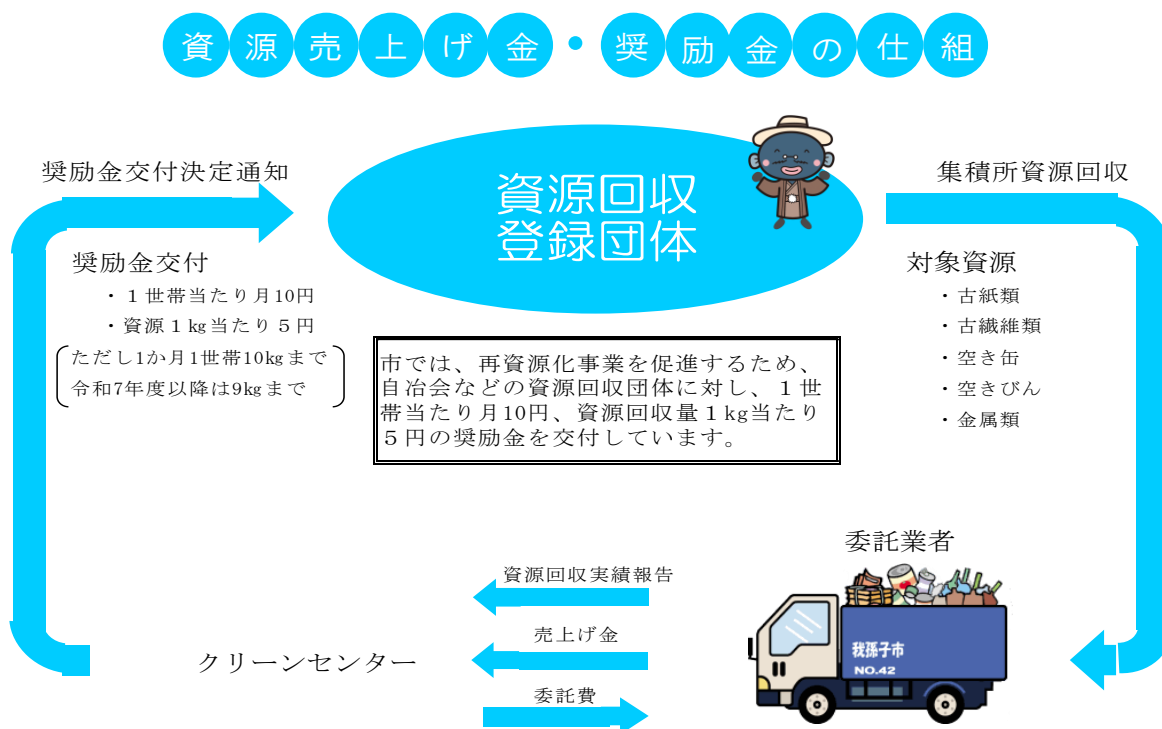
※ コンポスト容器、ぼかし容器、機械式生ごみ処理機は、1年間に1人1基までの補助としている。

<生ごみ処理容器等購入補助実績>

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
コンポスト容器	10基 28,700円	19基 70,250円	17基 58,100円	17基 57,980円	18基 66,650円
ぼかし容器	14基 22,530円	18基 32,250円	17基 29,080円	14基 24,990円	9基 16,860円
機械式処理機	21基 105,000円	15基 75,000円	17基 85,000円	21基 105,000円	19基 95,000円
合 計	45基 156,230円	52基 177,500円	51基 172,180円	52基 187,970円	46基 178,510円

(2) 再資源化事業促進奨励金

資源回収登録団体に対し、回収された対象資源量に応じて、1 kg当たり 5 円、1 世帯当たり 10 円の奨励金を月ごとに交付し、再資源化の支援を行なっている。



(ア) 経年交付額 (円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
奨励金	27, 176, 030	25, 306, 990	23, 877, 320	21, 091, 930	18, 535, 440

(イ) 交付実績

月	対象資源量 (kg)	世帯数 (世帯)	奨励金額 (円)
4 月	328, 370	31, 148	1, 690, 280
5 月	307, 250	31, 182	1, 630, 170
6 月	255, 800	31, 182	1, 500, 720
7 月	265, 020	31, 218	1, 544, 430
8 月	242, 000	31, 218	1, 461, 430
9 月	247, 360	31, 218	1, 481, 580
10 月	265, 450	31, 218	1, 517, 330
11 月	265, 180	31, 218	1, 497, 630
12 月	295, 370	31, 218	1, 634, 080
1 月	300, 950	31, 218	1, 630, 280
2 月	232, 420	31, 218	1, 408, 130
3 月	266, 910	31, 228	1, 539, 380
合計	3, 272, 080	374, 484	18, 535, 440